

寒川町告示第 130 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により令和 2 年 12 月 15 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 1 月 6 日まで縦覧に供する。

路線番号	路 線 名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)	
02119	一之宮 119 号線	一之宮一丁目 一之宮一丁目	1261 番 1316 番	21 地先 10 地先	4.50 6.00	50.70
03015	中 瀬 15 号線	中 瀬 中 瀬	179 番 179 番	13 地先 20 地先	4.00 4.50	69.80
04043	大 曲 43 号線	大 曲一丁目 大 曲一丁目	232 番 232 番	18 地先 10 地先	4.50 5.00	69.40
07060	小 谷 60 号線	小 谷一丁目 小 谷一丁目	625 番 622 番	10 地先 5 地先	4.50 4.50	56.70
09139	宮 山 139 号線	宮 山 宮 山	20 番 19 番	6 地先 3 地先	4.50 4.50	41.60

令和 2 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄